

いのまき

ホームページ <http://www.i-houjinkai.jp>
E-mail : info@i-houjinkai.jp

2021.11.30
227号

発行／公益社団法人
石巻法人会
広報委員会

〒986-0032
石巻市開成一番地35
(石巻ルネッサンス館1F)
TEL (0225) 93-6704
FAX (0225) 93-6705

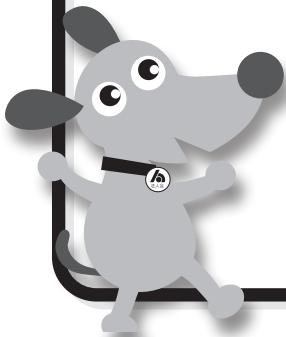
印刷／株松弘堂



令和3年度税を考える週間イベント「税はみんなの応援団！」

主な内容

税のイベント写真	P 1
石巻税務署 新署長挨拶	P 2
事業報告	P 3～5
法人会 令和4年度税制改正提言「ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！」	P 6, 7
「高年齢者の働き方」を巡る企業の対応 ~70歳までの就業確保措置の努力義務~	P 8, 9
石巻湊隆盛の礎②「江戸への航路の確立」	P 10, 11
石巻税務署より「今年の年末調整は『年調ソフト』で電子化しましょう！」	P 12, 13
「消費税のインボイス制度登録申請受付中！」	P 14
「法定調書の作成・提出は、e-Taxで!!」	P 15
相手に伝わる「伝え方」をしていますか	P 16
新入会員の紹介及び行事予定・各セミナー予定	P 17
石巻法人会受託会社のご紹介	P 18





着任のあいさつ

石巻税務署長
佐藤賢司

公益社団法人石巻法人会の
皆様におかれましては、ます
ますご清祥のこととお喜び申
し上げます。

また、平素から税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。この度の人事異動により、仙台国税局情報システム課長から石巻税務署長を拝命しました佐藤賢司でございます。前任の加藤同様よろしくお願ひ申し上げます。

尽力の賜物であり、心から敬意と感謝の意を表す次第でございます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の拡大という難局に直面し、経済活動が大きく制限されるなど一層厳しさが増しておられます。「新しい生活様式」に適応しながら経済活動を活発化させつつありますが、今後どのように推移するか予断を許しません。当署といたしましては、各々の納税者の置かれた状況や心情に十分配意し、柔軟に対応していく

を改訂し、デジタルを活用した、国税に関する手続きや業務の在り方の抜本的な見直しを行う「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」に取り組んでいく方針を明確にしたところです。

具体的には、これまでと同様、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2つの柱としつつ、①「すぐに使って」「簡単・便利」な行政サービスを提供し、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指す利用者目線の徹底、

税務行政の将来像について述べましたが、現状の申告手続につきましても、e-Taxで添付書類を含む全ての書類についてデータによる提出が可能となっているほか、令和4年1月以降においては、マイナポータル連携データの拡大やスマートフォンのカメラ機能を利用して源泉徴収票を読み取り、確定申告書作成コーナーへの自動反映が可能となる予定であり、スマートフォンを利用したe-Taxの利便性が更に向上します。また、税務署へ出向くことなく申告できるe-Taxは、新型コロナウイルス等の感染症予防にもかなつたツールとなつております。

氏名		前官職
佐藤 賢司		情報システム課 課長
千葉 秀敏		水沢署 総務課長
佐々木 真		米沢署 管理運営部門統括国税徴収官
長谷川志穂	(留任)	
引地 和博		個人課税課 国際税務専門官
山中 竜二	(留任)	
蒲野 正樹		いわき署 法人課税第二部門統括国税調査官
太田 孝一	(留任)	

設された法人会として納税意識の向上と企業経営及び地域社会の健全な発展に貢献するという目的の下、税務や企業経営に関する研修会の開催に加え、「税に関する絵はがきコンクール」の実施室への講師派遣など、正しい税知識の普及と納税意識の高揚に大きく貢献されております。

これもひとえに役員の皆様や会員の皆様の日頃からのご

昨今、社会全体の中ではデジタルの活用により、サービスや仕事の在り方を変革するデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進する動きが広まっています。行政においてもその必要性が示され、本年9月に設置されたデジタル庁の主導の下、各種の取組が進められているところであり、税務行政においても、今般、平成29年6月に公示した「税務行政の将来像

②データの連携や分析に当たつては、納税情報を含む守秘性の高いデータを扱うことから、万全なセキュリティの確保、③既存の制度や業務を前提にそのデジタル化を図るのでではなく、デジタルの利点を生かした業務改革(BPR)に取り組むこととしております。

国税の申告や納付も、デジタルを活用すれば、より簡単に、より便利にできるようになります。

く申告できるe-Taxは、新型コロナウイルス等の感染症予防にもかなつたツールとなつております。

国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」ことであり、この使命を十分に果たすとともに、e-Taxの利用促進や租税教育の推進、税知識の普及などの各種施策に関して、法人会の皆様との連携・協調を図つていき

石巻税務署幹部職員人事異動	
官職名	氏名
署長	佐藤 賢司
総務課長	千葉 秀敏
管理運営部門統括国税徴収官	佐々木 真
徴収部門統括国税徴収官	長谷川志穂
個人課税第一部門統括国税調査官	引地 和博
個人課税第二部門統括国税調査官	山中 竜二
法人課税第一部門統括国税調査官	蒲野 正樹
法人課税第二部門統括国税調査官	太田 孝一

石眷稅務署幹部職員人事異動

官職名	氏名	前官職
署長	佐藤 賢司	情報システム課 課長
総務課長	千葉 秀敏	水沢署 総務課長
管理運営部門統括国税徴収官	佐々木 真	米沢署 管理運営部門統括国税徴収官
徴収部門統括国税徴収官	長谷川志穂	(留任)
個人課税第一部門統括国税調査官	引地 和博	個人課税課 國際稅務専門官
個人課税第二部門統括国税調査官	山中 竜二	(留任)
法人課税第一部門統括国税調査官	蒲野 正樹	いわき署 法人課税第二部門統括国税調査官
法人課税第二部門統括国税調査官	太田 孝一	(留任)

たいと考えておりますので、
今後ともより一層のご支援と
ご協力を賜りますよう重ねて
お願い申し上げます。



事

業

報

告

令和3年6月
～
令和3年11月

本部会

移動検診車による定期健康診断



日付 令和3年7月17日(土)・11月20日(土)
会場 石巻ルネッサンス館
担当医療機関 (一財)宮城県成人病予防協会

本部会

石巻税務署への表敬訪問



日付 令和3年7月20日(火)
会場 石巻税務署

本部会

簿記実務講座(全6回)



日付 令和3年8月18日(水)～9月6日(月)
会場 石巻商工会議所
講師 東北税理士会石巻支部所属
税理士 平間 大介 氏

本部会

「インボイス制度」対策セミナー



日付 令和3年8月20日(金)
会場 石巻グランドホテル
講師 東北税理士会石巻支部
支部長 鶴田 勇治 氏

本部会

第1回新設法人説明会



日付 令和3年8月24日(火)
会場 石巻ルネッサンス館
講師 石巻税務署法人課税第一部門
総括国税調査官 蒲野 正樹 氏
石巻税務署法人課税第一部門
上席調査官 浅野 昭二 氏

本部会

移動検診車による定期健康診断



日付 令和3年9月11日(土)
会場 石巻ルネッサンス館
担当医療機関 せんだい総合検診クリニック

令和3年度年末調整説明会



日付 令和3年11月19日(金)
会場 東松島市大曲市民センター



日付 令和3年11月24日(水)
会場 石巻市マルホンまきあーとテラス



日付 令和3年11月25日(木)
会場 女川町まちなか交流館

本|部|会**税務研修会**

日 付 令和3年9月29日(木)
会 場 石巻市かわまち交流センター
講 師 石巻税務署法人課税第一部門
統括国税調査官 蒲野 正樹 氏
石巻税務署法人課税第一部門
上席調査官 浅野 昭二 氏

本|部|会**第37回全国大会岩手大会
(オンライン開催)**

日 付 令和3年10月7日(木)
会 場 盛岡市民文化センター
講 演 会 演題「ユーザーイン経営」
講 師 アイリスオーヤマ(株)
代表取締役会長 大山 健太郎 氏

本|部|会**第38回石巻法人会
親睦ゴルフ大会**

日 付 令和3年10月28日(木)
会 場 松島チサンカントリークラブ

令和4年度税制改正要望に関する提言活動

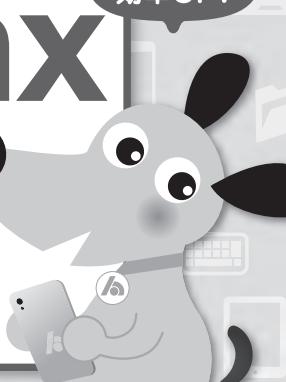
日 付 令和3年11月22日(月)
提言先 石巻市、石巻市議会、東松島市、女川町、
安住淳事務所



国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する
申告や納税、
申請・届出などの
手続がインターネット
で行えます。

電子申告で
効率UP!**納税にはダイレクト納付が
便利です！**

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1ヶ月程度かかります。

e-Taxを利用して
所得税及び復興特別所得税
の申告をすると
こんなメリットが！

添付書類の
提出省略還付が
スピーディー

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページをご確認ください。

イータックス 検索
www.e-tax.nta.go.jp

女性部会**租税教室**

日付 令和3年6月30日(水)
会場 石巻市立湊小学校
講師 副部会長 岩倉 智津恵氏



日付 令和3年9月17日(金)
会場 石巻市立鮎川小学校
講師 部会長 木村 美保子氏

女性部会**税を考える週間イベント
「税はみんなの応援団！」**

日付 令和3年11月13日(土)
会場 イオンモール石巻 海の広場

女性部会**第15回法人会全国女性フォーラム
新潟大会並びに会員親睦視察研修会**

日付 令和3年11月16日(火)～18日(木)
会場 新潟県朱鷺メッセ ほか

青年部会**租税教室**

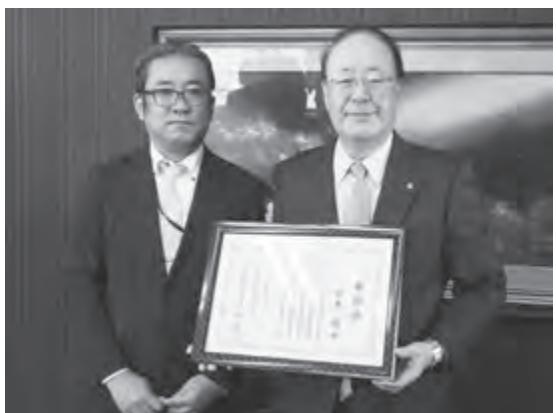
日付 令和3年6月24日(木)
会場 石巻市立鹿又小学校
講師 部会員 斎藤 祐司氏



日付 令和3年7月16日(金)
会場 石巻市立前谷地小学校
講師 幹事 岩倉 準氏

石巻税務署様より令和3年度納税表彰授与式が行われました

令和3年11月12日(金)株式会社石巻精機製作所、11月16日(火)宮城ヤンマー株式会社にて、石巻税務署様より令和3年度納税表彰授与式が行われました。本年度は当会より、下記のお2人が晴れの受賞となりました。(敬称略)



令和3年度
国税庁長官納税表彰

公益社団法人 石巻法人会会長 松本 賢
(株式会社石巻精機製作所 代表取締役社長)



令和3年度
石巻税務署長納税表彰

公益社団法人 石巻法人会理事 浅野 辰之
(宮城ヤンマー株式会社 取締役会長)

■ 我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、とも国債で賄つたコロナ対策の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。

■ 膨大なコロナ対策費は先进諸国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違つて、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。

がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保

1. 財政健全化に向けて

がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保

がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保

(3) 国債の信認が揺らいだ場

合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与える成長を阻害する」とが考えられる。

法人会はこのほど、令和4年度の税制改正に向けた提言をまとめ、その実現を求めて、政府や関係省庁に活動を始めました。

新型コロナ感染拡大の対策に費やされた赤字国債発行による財政出動、すなわち膨大な借金が積み上がり、我が国の将来を制約する事態にあります。

先進国のが返済計画の大枠を示したように、我が国で具体的な方策を早急に策定せよ、と迫っています。

また、コロナ禍を直接的に影響を受け、地域経済と雇用を担う中小企業の対応は限界に達し、税財政や金融面からの実効性ある対策を求めました。

I 税・財政改革のあり方

法人会 令和4年度 税制改正提言 ポストコロナの経済再生と 財政健全化を目指し、 税財政改革の実現を!

紙幅の関係上、要約掲載いたします

かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。

コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつける、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。

我が国においても、少なくとも国債で賄つたコロナ対策

行うこと必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

（2）財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

（3）歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求められる。

（4）生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

（5）少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。

（1）感染症拡大が収束段階になつた際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもつて日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。

（2）社会保障制度に対する基本的考え方

（1）年金については「マクロ経済スライドの厳格対応」、

（2）医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行いう必要がある。

（3）介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

（4）生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

（5）少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。

う、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行なう成長につなげる。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

II 経済活性化と中小企業対策

用期限を延長する。
(3) 中小企業の設備投資

支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対応する。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

政府は「骨太の方針2022」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もつと具体的な工程を早急に示すべきである。

1. 新型コロナウイルスへの対応

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとつても取り返しのつかない事態に陥る。

政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピード化を図る努力を行なう全力で取り組む必要がある。

場合によっては、令和4年3月末日までとなつていてる特例措置の適

(1) 法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものには廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納稅猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまつており、

なお、新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によつて多様であるが、企業

(1) 中小企業投資促進税制について、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置について、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなつていてる特例措置の適

(2) 相続税、贈与税の納稅猶予制度の充実
考査すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。



特定社会保険労務士 小島信一

I 年齢別人口構成の変化と高齢者の就労意欲

1. 進む少子化

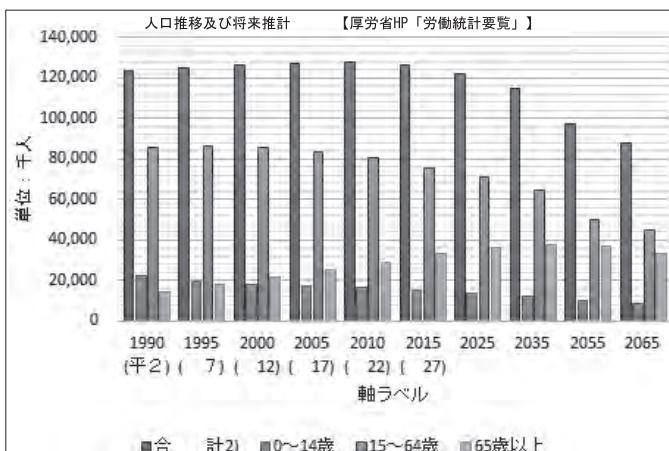
我が国の少子化に歯止めがかかりません。さらに、人口減少も進んでいます。

合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子供の数）

は、相変わらず低下傾向が続き、2020年はコロナ禍もあつたことから、1・34と前年より0・02ポイント低下してしまいました。

ところで、現役世代、引退世代という言葉があります。

現役世代を稼得能力のある15歳から64歳までの人口と定義し、引退世代を65歳以上として人口推移を予測する



95年の約8700万人をピークに減少を続け、2055年には約5000万人まで減少する見込みです。

一方、引退世代は安定的に3700万人ほどで推移していきます。

一方、高齢者は人数こそ安定しているものの、全人口に占める割合は増えていますので、高齢化率は上がっていくことになります。

2. 高齢者の就労意欲

このように、我が国は少子化による現役世代の人口減少が懸念されており、労働生産性をますます高めていかなければ、国の成長どころか、現状維持すら危ぶまれるところです。

また、業種によっては深刻な人手不足が予想され、この問題の克服が目下の課題といえます。

令和2年版高齢白書によると、60歳以上の就業者のうち、9割近くが70歳過ぎまで働きたい、と考えています。

我が国は高齢世代の勤労意欲は非常に高く、目を見張るものがあります。

回の改正では70歳までの「雇用確保」が上乗せされました。65歳までと、65歳以降まで働きたい、と考えています。

現行法は、65歳までの「雇用確保」が義務ですが、今

の措置で言葉が微妙に違うのは、措置内容が異なるためです。

就業確保には、雇用以外の「委託契約」も含まれています。今後は、雇用以外の「委託」も増えてくることが予想されます。

1. 積極活用、消極活用

年4月より、企業に対し70歳までの就業確保措置の努力義務を規定に盛り込んだことです。

現在、60歳定年の企業は多いと思います。

II 改正された高齢者雇用安定法

令和2年の通常国会において、8年ぶりとなる高齢者雇用安定法が改正されました。

本改正の目玉は、令和3

そのため、高齢者の引退を引き延ばすことにより、現役世代の人口を維持しようとというのが目下の目標となっています。

その後、「義務」となるパターンが多いので、今回も将来的には義務規定になることが予想されます。

つまり、65歳以上であつても意欲と能力のある方の活躍が期待されるのです。

また、先に見た我が国

現役世代の働き手不足は、どの業種にも及ぶことから、70歳までの就業確保措置が努力義務として規定されました。

現行法は、65歳までの「雇用確保」が義務ですが、今

の措置で言葉が微妙に違うのは、措置内容が異なるためです。

就業確保には、雇用以外

の「委託契約」も含まれています。今後は、雇用以外

の「委託」も増えてくるこ

とが予想されます。

だから何もしなくていいのか」と質問を受けますが、法律は一定の努力義務期間を置いて制度を周知し、それを置いて制度を周知し、そ

となると、今回の改正で60歳から70歳まで10年間の雇用をどうするか、という課題にぶつかります。それまでの定年後5年間の労務管理が、10年に延びることになるのです。

年金の支給開始年齢も、段階的に65歳になっていくことから、そろそろ現役世代も含めた人事労務管理全体を検討する必要も出てきます。

企業によつては、60歳定年後は、月給を時給に変え、あまり重要な仕事はさせず、期待もせず……、という消極的な管理をしているところもあれば、中小企業に多いですが、年齢に関わりなく積極的に重要な仕事を任せている会社もあります（という理由も多いです）。

まずは、定年の延長・廃止も含め、60歳以降の社員をどのように処遇・活用するのか、各社の実情に合つた、大きなグランドデザインを描くことが重要です。

まずは、定年年齢の見直しを考慮します。
 ①60歳定年の維持、②65歳までに引き上げる、③定年の廃止、が選択肢として浮かびます。

なお、②の定年年齢の引き上げは、国家公務員を参考として段階的に65歳に引き上げる、という方法もあります。

方針が定まつたら、現役世代も含め、従業員に周知します。

つまり、「当社は年齢にかかわりなく、人材を積極的に活用する」と表明するのです。

ポイントは、現役世代にも会社方針を知らしめることで、企業全体の組織風土とすることです。

高齢労働者の要望は様々です。そのため、会社もある程度、複数の選択肢を用意しておくといいです。

(1) 就業場所
 今までどおり、出勤して勤務するのか、在宅勤務とするのか。

在宅勤務の場合、「委託」も検討視野に入つてきます。

(2) 業務内容
 通常社員と同等にするのか、支給しないのか、別枠とするのか。

または、賞与込みで年俸制にするのか、などを検討します。

は制度不要ですが、第2退職金制度を設けるのも、一考に値します。

(3) 就業時間、休憩、休日
 現役社員と同等にするのか、残業をしてもらうのか、短時間や隔日勤務、週休3日などにするのか。

また、変形時間などを使い、フレックスタイム制にしたり、みなし時間制、高齢者が比較的得意な「朝早く」からの時差出勤などの就業時間とするのか。

休憩時間は、どう設定するのか、などを検討します。

(4) 賃金
 以下、高齢社員との面談時のポイントを示します。

(1) 就業場所
 今までどおり、出勤して勤務するのか、在宅勤務とするのか。

(2) 業務内容
 通常社員と同等にするのか、支給しないのか、別枠とするのか。

または、賞与込みで年俸制にするのか、などを検討します。

は制度不要ですが、第2退職金制度を設けるのも、一考に値します。

(3) 就業時間、休憩、休日
 現役社員と同等にするのか、残業をしてもらうのか、短時間や隔日勤務、週休3日などにするのか。

また、変形時間などを使い、フレックスタイム制にしたり、みなし時間制、高齢者が比較的得意な「朝早く」からの時差出勤などの就業時間とするのか。

休憩時間は、どう設定するのか、などを検討します。

(4) 賃金
 健康上特に配慮することはあるか、持病にどんなものがあり、どこまで仕事で耐えられるか、など。

また、健康診断の項目を増やすなども検討します。

(5) 賞与
 通常社員と同等にするのか、支給しないのか、別枠とするのか。

または、賞与込みで年俸制にするのか、などを検討します。

(6) 退職金
 何をどこまでやつてもらうのか。責任の範囲はどこまでか。本人の希望と会社の希望をり合わせます。

ここが一番重要で、その後の契約形態、勤務時間や給しているので、基本的に

石巻湊隆盛の礎②

江戸への航路の確立

石巻千石船の会

副会長 本間 英一

前回は、石巻湊が発展した経緯を述べました。今回

当時の航海術では危険が大きかったからです。

は二〇一六年の研修旅行で、涸沼の網掛にある酒葉家を訪ねました。酒葉家は

銚子は元来江戸湾に注いでいた利根川を人工的に銚子に付け替え、その後海運の湊として栄えました。

石巻から江戸までの直航航路は、寛文十一年(1671)に伊勢出身の川村瑞賢により開かれました。

います。前号にも記しまし

藩の江戸廻米の初見以後の千石船航路の発展について記します。どのようにして石巻から江戸まで米などが運ばれたのか法人会会員の皆様はご存知ですか、知つておくことも有益だと思ひます。江戸までの航路は、

は川舟で涸沼を経由し北浦

戸川へと運ばれました。田川へと深川へと運ばれました。ただし涸沼と北浦の間

約八キロは水路がないため駄送で運ばれました。那珂

石巻から江戸までの直航航路は、寛文十一年(1671)に伊勢出身の川村瑞賢により開かれました。

け替えられたことで、銚子

は元和六年(1620)仙台藩の江戸廻米の初見以後の千石船航路の発展について記します。どのようにして石巻から江戸まで米などが運ばれたのか法人会会員の皆様はご存知ですか、知つておくことも有益だと思ひます。江戸までの航路は、

は川舟で涸沼を経由し北浦

戸川へと深川へと運ばれました。田川へと深川へと運ばれました。ただし涸沼と北浦の間

約八キロは水路がないため駄送で運ばれました。那珂

石巻から江戸までの直航航路は、寛文十一年(1671)に伊勢出身の川村瑞賢により開かれました。

(1736~1740)の大洪水で利根川の本流が佐原(香取市)に移るとともに衰退してしまいました。代つて佐原が交通の要所として栄えました。石巻千石船の会の邊見会長は、以前この経路を巡り調査していました。

は二〇一六年の研修旅行で、涸沼の網掛にある酒葉家を訪ねました。酒葉家は

銚子は元来江戸湾に注いでいた利根川を人工的に銚子に付け替え、その後海運の湊として栄えました。

川村瑞賢により開かれました。瑞賢は明暦三年(1657)の大火で木曾の行つた利根川東遷事業の目的は治水、水運と灌漑でした。瑞賢は幕府より土木建築を請負つて莫大な利益を得ました。そして幕府の御用商人まで上り詰め

たのです。瑞賢は寛文四年(1664)幕府の直轄地(天領)になつた伊達郡桑折の米を江戸まで運送す

り約二〇キロ短い距離で、距離は那珂湊経由よ

り約二〇キロ近くありますから、おそらく二〇日以上かかる利根川へと関宿より

那珂湊(茨城県ひたちなか市)や銚子から内水廻りで江戸まで運ぶのが通常でした。那珂湊から銚子の間の鹿島

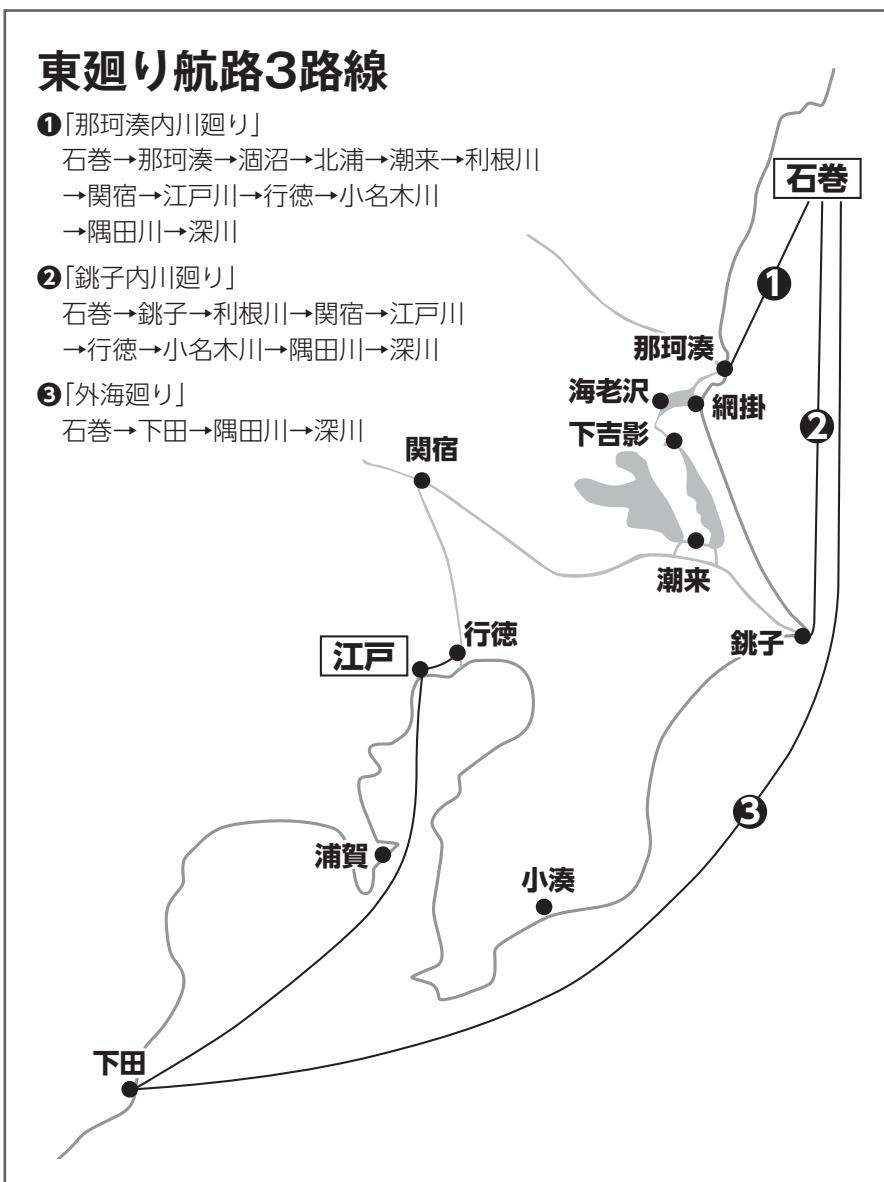
は二百石積程度と思われ、銚子に利根川が付

したが、銚子に利根川が付

ることを命じられ、阿武隈川を経由し荒浜(亘理町)か

東廻り航路3路線

- ①「那珂湊内川廻り」
石巻→那珂湊→涸沼→北浦→潮来→利根川
→関宿→江戸川→行徳→小名木川
→隅田川→深川
 - ②「銚子内川廻り」
石巻→銚子→利根川→関宿→江戸川
→行徳→小名木川→隅田川→深川
 - ③「外海廻り」
石巻→下田→隅田川→深川



ら江戸までの東回り航路を確定しました。瑞賢は航路の要所に番所を定め、平潟、那珂湊、銚子、小湊（安房）で廻船の監視に当たりました。平潟～那珂湊間は約五〇キロ、那珂湊～銚子間は約七五キロで廻船湊間は約一〇〇キロで廻船

は一日で航海可能な距離で
す。石巻から平潟間は直航
で約一八〇キロです。初期
の頃の廻船は日中のみの航
海なので、夜間は停泊して
いました。(地乗り)石巻を
出港してからの停泊地は、
原釜(相馬)、請戸(浪江町)
中ノ作(いわき市)平潟、那

珂湊、銚子、小湊などでした。順調にゆけば十日ほどで江戸へ到着したようですが、風向きが良くなかった時は一ヶ月以上かかることも多かったです。

瑞賢の計画では、房総半島南端の野島崎を回つて江戸湾に入るのが困難な場合

は伊豆の下田まで行き、そこで風待ちをして江戸湾に入るというものでした。千石船は風上には航行できないので風待ちが必要だったのです。三浦半島の御崎も候補の湊でした。後には野島崎を回つて館山に入る船もありました。東廻り航路はその後、山形の酒田まで延長されています。

行三〇〇キロ)、江戸までは一六二里(六四八キロ・直行五五〇キロ)です。江戸の後期になると直航夜間航海も普通になりました。(沖乗り)石巻から塩屋崎→犬吠埼を経て最速で三日程で浦賀に到着したと思われます。参考までに安政年間の記録では新綿番船は大坂から江戸まで三日程で

仙台藩が米を江戸へ輸送する場合、有利な点は江戸までの距離が近いという事がありました。石巻から江戸までの距離は直行で約五五〇キロ、酒田から江戸までの距離約一三〇〇キロと比べると半分以下の距離です。大坂と江戸間は約七〇〇キロです。江戸時代の航路図では、距離は各湊間で示してあるので直線の距離ではありません。江戸

到着しています。ただしこれは番船レースでした。大坂～江戸間は石巻～江戸間よりも一五〇キロほど長い距離です。仙台藩でも江戸へ新米を最初に運んだ廻船には御褒美金があつたので石巻船も新米のレースの様なものがあつたのではないと思われます。江戸後期には石巻～江戸間は最大で年間六航海行つたようです。

の航路図では石巻・銚子間
は九一里(三六四キロ・直

到着しています。ただしこれは番船レースでした。大坂～江戸間は石巻～江戸間よりも一五〇キロほど長い距離です。仙台藩でも江戸へ新米を最初に運んだ廻船には御褒美金があつたので石巻船も新米のレースの様なものがあつたのではないと思われます。江戸後期には石巻～江戸間は最大で年間六航海行つたようです。

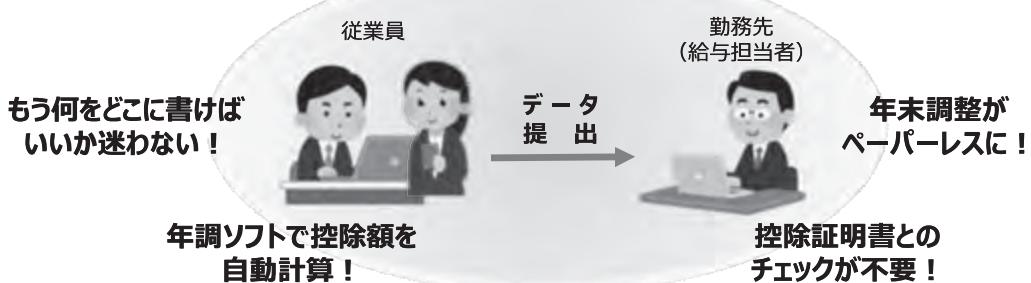
今年の年末調整は

詳しくは国税庁ホームページ

「年末調整手続の電子化に向けた取組について」
でチェック！⇒



『年調ソフト』で 電子化しましょう！



年調ソフトは公式アプリストアから簡単ダウンロード！！

パソコンをご利用の方		スマートフォンをご利用の方	
Windowsをご利用の方	Macintoshをご利用の方	Android端末をご利用の方	iPhoneをご利用の方
Microsoft Storeで 「年末調整 国税庁」と検索	App Storeで 「年末調整 国税庁」と検索		
パソコン版イメージ 		スマートフォン版イメージ 	

※ パソコン版の年調ソフトは国税庁ホームページからもダウンロードできます。

※ 令和2年分年調ソフトをダウンロードした場合でも、新たに令和3年分年調ソフトのダウンロードが必要となります。

マイナポータルと連携すればさらに便利に！！

マイナポータルを活用して、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書への自動入力が可能となります（マイナポータル連携）。

詳しくは国税庁ホームページ「マイナポータル連携特設ページ」でチェック！⇒

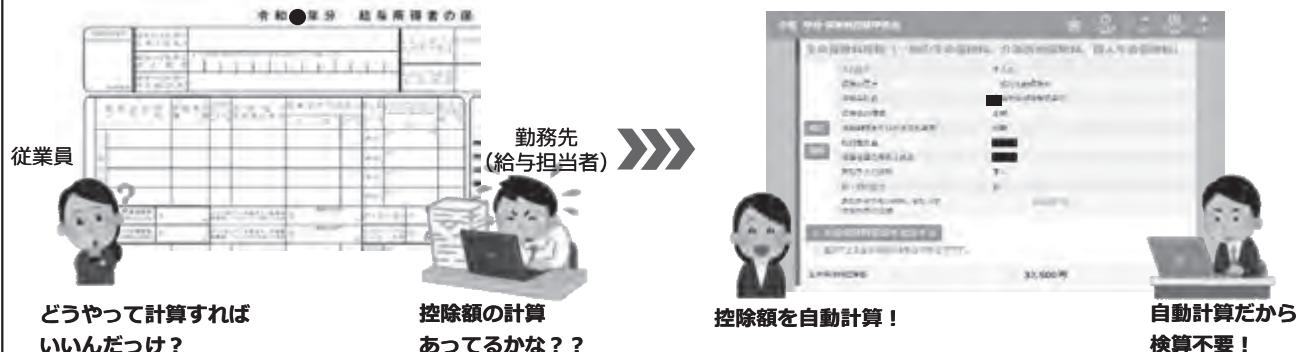


税務署への申請が不要となりました！！

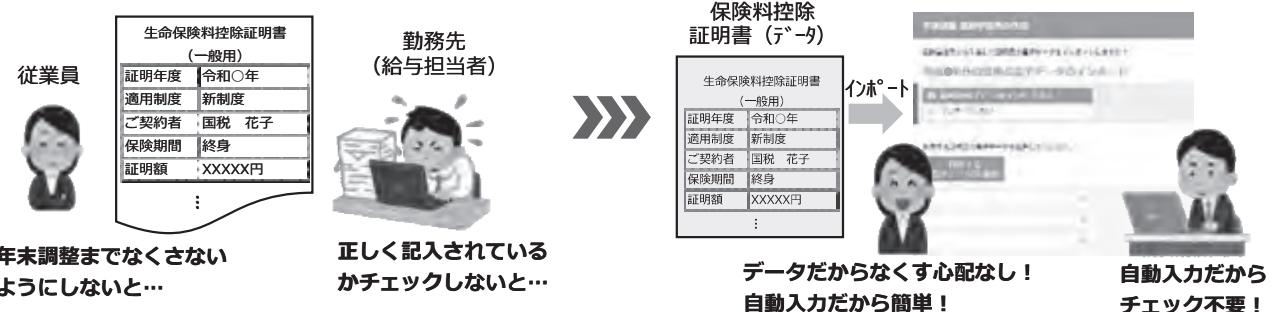
年末調整手続を電子化する場合、従来は税務署への申請が必要でしたが、令和3年度の税制改正により申請が不要となりました。

年調ソフトを使えばメリットいろいろ！

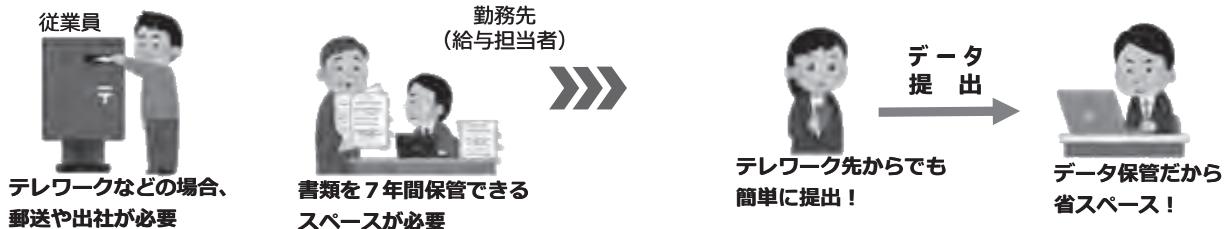
1 控除額等の自動計算



2 控除証明書等のデータを利用可能



3 データなら提出・保管も簡単



4 質問への対応も充実



※年調ソフトで作成した年末調整の書類は、印刷して提出することもできます。

国税庁からのお知らせ

税務署主催の年末調整説明会は実施しておりませんが、年末調整に関する様々な情報（パンフレット、説明動画、様式など）については、国税庁ホームページ「年末調整に関する特設ページ」から、いつでも確認・入手できますので、是非ご利用ください。



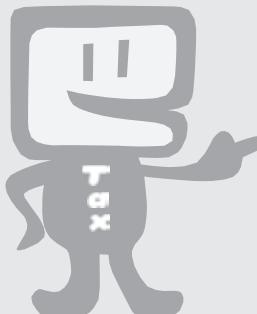
\事業者の方へ/

国税庁

消費税の
インボイス
制度

登録申請 受付中！

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録
申請が必要です。



登録申請手続は、 e-Taxをご利用ください!!

- 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。 説明会サイトへ▶



- インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスセンターで受け付けております。

[専用ダイヤル] 0120-205-553(無料)

【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ▶



法定調書の 作成・提出は、

e-Tax^{イータックス}で!!

税務署に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などから、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用して法定調書を提出することができます。

特に e-Tax ソフト（WEB版）

eLTAX（地方税ポータルシステム）

を利用すると便利です。



e-Tax ソフト（WEB版）による提出

（対象）

- 「給与所得の源泉徴収票」
- 「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」
- 「不動産の使用料等の支払調書」

などの法定調書（裏面参照）

- e-Taxソフトをインストールすることなく WEB上で法定調書の作成・提出ができます。
- 表計算ソフト等により作成したCSVファイルの読みができます。

eLTAX による提出

（対象）

- 市区町村
- 「給与支払報告書」「公的年金等支払報告書」
- 税務署
- 「給与所得の源泉徴収票」「公的年金等の源泉徴収票」

- eLTAX を利用することで、支払報告書の電子申告（eLTAX）用のデータと源泉徴収票の電子申告（e-Tax）用のデータを同時に作成し、支払報告書は、受給者の住所地の市区町村へ源泉徴収票は、支払者の所轄税務署へ一括送信することができます。



※ 詳しくは、eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.nta.go.jp>) をご覧ください。

光ディスク等（CD・DVDなど）による提出

大量の法定調書を提出する場合には、光ディスク等（CD・DVDなど）で提出することもできます。

なお、e-Tax、光ディスク等又はクラウド等による法定調書の提出が義務付けられていない方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請が必要です。

※ 詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

e-Tax、光ディスク等又はクラウド等による法定調書提出の義務化について

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が100枚以上である法定調書については、e-Tax、光ディスク等（CD・DVDなど）又はクラウド等による提出が義務化されています。

例えば、令和2年に提出する「給与所得の源泉徴収票」の提出枚数が100枚以上であった場合、令和4年に提出する「給与所得の源泉徴収票」は、e-Tax、光ディスク等又はクラウド等により提出する必要があります。

提出方法の詳細については、e-Tax ホームページをご覧ください。

e-Tax

検索

<https://www.e-tax.nta.go.jp>



国税局・税務署

令和3年9月

相手に伝わる「伝え方」をしていますか

産業カウンセラー 柏木 勇一

◆顔が見えない上司からの指示、困惑する若手社員

新型コロナ感染者が減少、緊急事態宣言も解除されました。一方で新しく取り入れたテレワークを継続している企業も目立ちます。業種次第ですが、経費節減や、働き方改革の一環として、このスタイルが定着する可能性があります。

テレワーク継続を決めた製造業の総務部門で働くMさんから電話相談を受けました。声が低く、やや聞き取りにくい話し方でした。入社2年目、20代の若い社員でしたが、電話口の応対から、悩みの深さを読み取りました。

Mさんの業務は、全国の工場の生産計画と工程をまとめて工場に送ることが中心で、事務職なので在宅での業務も可能でした。会社全体の生産目標、過去の実績を把握していかなければできません。新人だから分からぬ点は多く、相談相手もいません。上司からのメールや電話での指示は、社内用語(略語や独特の言い回し)、専門用語が多く戸惑っている、という訴えでした。上司からの指示が伝わらないので、仕事が停滞している状況と言えます。Mさんの努力も大事ですが、上司や先輩の態度に課題があることも浮き彫りになりました。

◆「相手に伝わることを忘れないように

コミュニケーションの基本は、自分が「伝えた」ことではなく、相手に「伝わった」ことがすべてと言われています。「伝えたつもり」にならないで、相手の立場に立って、曖昧さをなくし、明確に言葉にすることを心がける必要があります。Mさんの上司の普段の言葉は、つきあいの長い部下や同僚には伝わっていると思いますが、経験の浅い部下、特に新人には、相手が分かってくれる言葉や用語で伝えることが望されます。そこが欠けていたからMさんが相談してきたと言えるでしょう。

つけ加えれば、電話でも直接でも、話す時は相手の理解を確認しながら話すことが大事です。重要な情報は繰り返して伝えるようにしましょう。

◆職場での会話、置き換えてほしい事例を示します

①今日は何をやっていた？ ⇒ 今日締め切りの〇〇はどこまでできている？

(テレワークの会話では多く聞かれる例です。ここは具体的に。)

②今回は少し多めに発注しておいて。 ⇒ 150個、発注してください。

(ちゃんと数量を伝えることでミスも防げます。)

③早く済ませてね。 ⇒ 今日の15時までにやってください。

(具体的な時間や時刻を指定することで相手も安心します。)

またテレワークでの会話で「こんな感じでまとめて」と言うだけではなく、自分のイメージに近い写真や図をオンラインで見せるのを心がけることで、分かりあえる関係につながります。「伝える・伝わる」コミュニケーションは、それぞれの職場で工夫してみてはいかがでしょう。ここでもコロナ禍から学ぶことがあります。

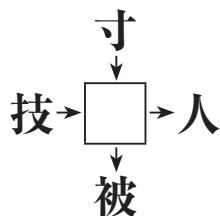
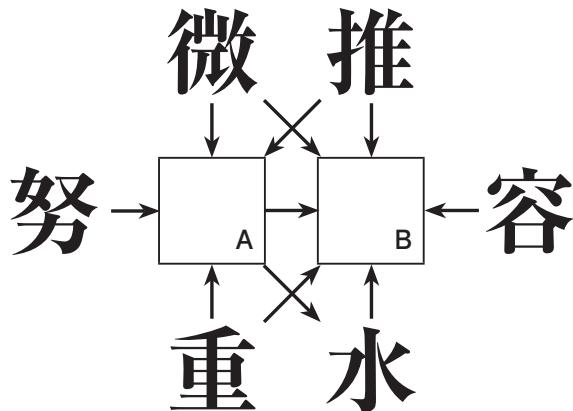
パズル・熟語づくり

◆解答を書いたパズルを切り取るかまたはコピーして、ハガキに貼り、住所・氏名・連絡先と広報誌の感想・ご意見などを一言ご記入いただき、法人会事務局へお送り下さい。正解者の中から抽選でクオカード1,000円分を3名様へプレゼントいたします。〆切は2月末日までとさせていただきます。

《送り先》
〒986-0032
石巻市開成1-35
石巻ルネッサンス館内
(公社)石巻法人会 パズル係

【作者紹介】 株式会社ニコリ
日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなど多種多様なパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーでもある。スマホアプリ「スマニコリ」も配信中。

※矢印の方向に2文字の熟語が出来るように、A・Bにあてはまる漢字を書きましょう。



《例題》

矢印の方向に2文字の熟語が出来るように、□にあてはまる漢字を書きましょう。

【答え】法

※入会日の若い順に掲載しております
(令和3年6月～令和3年11月(敬称略))

神山漁業〔漁業〕代表 神山 正和
石巻市相野谷字旧屋敷一五二一四
フリップモリスジャパン合同会社〔タバコ販促業〕
斎藤建設〔建設業〕代表 斎藤 和泉
営業所長 善久 仙台市青葉区本町二一二一三
石巻市相野谷字旧屋敷一五二一四
直美 斎藤 善久 仙台市青葉区本町二一二一三
石巻市相野谷字旧屋敷一五二一四
石巻市相野谷字旧屋敷一五二一四
石巻市相野谷字旧屋敷一五二一四
石巻市相野谷字旧屋敷一五二一四

合同会社 高橋冷機 情報非公開
新規入会会員紹介
正会員入会

新規入会会員紹介
正会員入会

行事予定

12月2日(木) 第3回事業委員会	12:00 石巻ルネッサンス館	2月3日(木) 法人税務セミナー②	14:00 石巻ルネッサンス館
東北六県連：第45回事務局職員研修会	14:30 リモート	全青連：青年部会代表者懇談会	16:00 未定
12月3日(金) 簿記検定3級試験対策講座③	17:30 石巻ルネッサンス館	2月4日(金) 簿記検定3級試験対策講座⑪	17:30 石巻ルネッサンス館
青年部会：第2回全体会議並びに会員交流会	18:00 大もりや本店	2月9日(水) 県女連：第4回部会長会議	12:00 未定
12月7日(火) 青年部会：租税教室⑩	13:15 石巻市立万石浦小学校	2月14日(月) 県連：第2回厚生委員会	15:00 未定
県連：第2回事務局職員研修会	13:00 仙台青葉カルチャーセンター	2月16日(水) 「ZOOMの活用法」セミナー	14:00 石巻市かわまち交流センター
12月9日(木) 女性部会：第4回役員会	14:00 石巻ルネッサンス館	2月17日(木) 県連：第4回事務局長会議	13:00 未定
12月10日(金) 簿記検定3級試験対策講座④	17:30 石巻ルネッサンス館	2月18日(金) 県連：第2回事業委員会	15:00 未定
12月14日(火) 県連：第3回総務委員会	15:00 宮城県連事務局会議室、リモート	簿記検定3級試験対策講座⑫	17:30 石巻ルネッサンス館
12月16日(木) 県連：第3回事務局長会議	13:00 大同生命保険(株)仙台支社	2月22日(火) 県連：第2回組織委員会	15:00 未定
12月17日(金) 簿記検定3級試験対策講座⑤	17:30 石巻ルネッサンス館	2月24日(木) 県連：第3回税制委員会	15:00 未定
12月22日(水) 県青連：第3回租税教育推進委員会	18:30 宮城県連事務局会議室、リモート	2月25日(金) 県青連：第4回部会長会議	18:30 未定
12月23日(木) 女性部会：フラワー・アレンジメントセミナー	14:00 石巻グランドホテル	3月2日(水) 県連：第3回広報委員会	15:00 未定
12月24日(金) 簿記検定3級試験対策講座⑥	17:30 石巻ルネッサンス館	3月4日(金) 「アフターコロナの働き方はどう変わる?!コミュニケーション・人材育成・人材定着」セミナー	14:00 石巻市かわまち交流センター
1月5日(水) 仕事始め 石巻税務署へ新年の表敬訪問	10:00 石巻税務署	3月8日(火) 県連：第4回総務委員会	15:00 未定
1月7日(金) 簿記検定3級試験対策講座⑦	17:30 石巻ルネッサンス館	3月14日(月) 青年部会：設立30周年記念式典 特別講演会並びに青年部会設立30周年記念講演会	未定 石巻グランドホテル
1月14日(金) 簿記検定3級試験対策講座⑧	17:30 石巻ルネッサンス館	3月15日(火) 県連：第3回理事会	15:30 宮城県連事務局会議室
1月21日(金) 簿記検定3級試験対策講座⑨	17:30 石巻ルネッサンス館	3月17日(木) 県連：第3回理事会	16:00 仙台ガーデンパレス
1月28日(金) 簿記検定3級試験対策講座⑩	17:30 石巻ルネッサンス館	3月24日(木) 第3回理事会	未定 石巻グランドホテル
2月1日(火) 新設法人説明会(第2回)	14:00 石巻ルネッサンス館	3月25日(金) 青年部会：「健康経営セミナー」(仮)	16:00 石巻市かわまち交流センター
2月2日(水) 法人税務セミナー①	14:00 石巻ルネッサンス館		

※当会ホームページからも、行事予定をご覧いただけます。

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、予定が変更になる場合がございます。

さあ、保険の新次元へ。
T&D保険グループ

安心できると、
新しい未来が見えてくる。

37万社の中小企業を支える責任。



ポスター賞
2004年受賞

Daido 大同生命

仙台支社石巻営業所/宮城県石巻市穀町3-15(大同生命石巻ビル5F) TEL 0225-22-5551

AIG



法人会のビジネスガード
Business Guard Series

AIG損保

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

会員企業をサポートするAIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償	ハイパー任意労災 (業務災害総合保険)
会社で入る医療補償	ハイパーメディカル (業務災害総合保険・メディカル特約)
初期のご相談から賠償金対応まで。 労務・雇用トラブルに備える	スマートプロジェクト (総合事業者保険)
地域社会に貢献する	ビジネスガードAUTO (法人会の自動車保険)
企業向け第三者賠償責任保険	STARs (事業総合賠償責任保険)

火災と地震災害に備える **プロパティーガード+企業地震保険**
(企業財産保険・財物損害補償特約+地震・大火危険保険特約)

個人情報の漏えい事故対策 **情報漏えいガード**(個人情報漏洩保険)

役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える **MRP保険**(マネジメントリスクプロテクション保険)

飲食料品・化粧品のリコール時に発生する様々な費用を補償 **CPI**(生産物品質保険・CPI限定型)

海外進出企業向けサポートプラン **ワールドリンク WorldRisk®**

AIG損害保険株式会社

URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ先

石巻支店

〒986-0812
宮城県石巻市東中里2-10-16
TEL.0225-23-1408 FAX.0225-94-6140
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

(B-180010 2020-01)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2018年1月時点の内容です。

(B-180010 2020-01)



アフラックは、1983年より
「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。

お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。

アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。
Aflac

〈引受保険会社〉

アフラック 仙台総合支社 法人会フリーダイヤル **0120-876-505**

※今後の対応は担当の
募集代理店が行います。